

桜井市工場誘致条例

桜井市工場誘致条例（昭和37年12月桜井市条例第24号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市内の工場等の立地を促進するための必要な奨励措置を講ずることにより、地域産業の振興及び雇用の創出を図り、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 工場等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類において製造業に分類される事業その他市長が特に認める事業の用に供する施設及びこれと一体的な利用に供する施設をいう。
- （2） 賃貸施設 企業が事業用として賃貸するために建設又は購入して使用権原を取得し、工場等の用に供する企業に賃貸し使用権原を付与する施設及びこれと一体的な利用に供する施設をいう。
- （3） 企業 営利を目的とする法人又は個人をいう。
- （4） 新設 市内に工場等を有しない企業が、新たに市内に工場等を建設又は購入することをいう。
- （5） 増設 市内に工場等を有する企業が、事業の拡張のため、市内の別の場所又は市内の隣接する場所に新たに事業用地を取得又は賃借し、工場等を建設又は購入することをいう。
- （6） 移設 市内に工場等を有する企業が当該工場等を廃止し、事業の拡張のため、市内の別の場所又は市内の隣接する場所に新たに工場等を建設又は購入することをいう。
- （7） 事業用地 工場等又は賃貸施設の敷地をいう。
- （8） 投下固定資産額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産を事業の用に供するために取得するときの取得合計額をいう。
- （9） 固定資産税 地方税法第341条に規定する土地、家屋及び償却資産に課税される税をいう。
- （10） 都市計画税 地方税法第702条に規定する税をいう。
- （11） 常用雇用者 企業が工場等において常時雇用する労働者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に限る。）をいう。
- （12） 指定企業 第5条第1項の規定により市長の指定を受けた企業をいう。

（奨励措置）

第3条 市長は、指定企業に対し、予算の範囲内において、次に掲げる奨励金を交付することができる。

- （1） 企業立地奨励金又は賃貸施設設置奨励金
- （2） 賃貸施設入居奨励金
- （3） 埋蔵文化財発掘奨励金
- （4） 雇用奨励金

（指定企業の要件）

第4条 次条第1項の指定を受けようとする企業は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- （1） 交付を受けようとする奨励金の別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に定める要件を全て満たしていること。
- （2） 工場等の立地に伴う環境の保全について適切な措置を講じていること。
- （3） 事業内容が立地場所にふさわしいものであり、産業の振興に寄与するものであると市長が認めるものであること。
- （4） 現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと。
- （5） 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 納期限の到来した国税、県税、市税等を完納していること。

(指定企業の指定)

第5条 第3条各号に掲げる奨励金の交付を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

2 前項の指定については、第7条に規定する桜井市工場誘致審査会の審査を経なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定企業の指定に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定企業の責務)

第6条 指定企業は、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 周辺と調和した良好な景観の形成に努めること。
- (2) 環境に配慮し、必要な設備を備えた施設を建設すること。
- (3) 地域活動に貢献すること。
- (4) 市民の雇用創出に寄与すること。

(審査会の設置)

第7条 第5条第2項に規定する審査をするため、桜井市工場誘致審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、第5条第2項に規定する審査のほか、企業誘致に関する事項について調査し、審議する。

3 前2項に定めるもののほか、審査会の設置に関し必要な事項は、規則で定める。

(奨励金の額)

第8条 指定企業に対して交付する奨励金の額は、別表第2の左欄に掲げる奨励金の種類に応じ、それぞれ右欄に定める額とする。この場合において、算出した奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(奨励金の交付年度又は回数及び交付時期)

第9条 奨励金の交付年度又は回数及び交付時期は、別表第3の左欄に掲げる奨励金の種類に応じ、それぞれ右欄に定めるとおりとする。

(交付申請等)

第10条 指定企業は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は速やかに審査し、適当と認めるときは、規則で定めるところにより、奨励金の交付を決定するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更の届出等)

第11条 指定企業は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、規則の定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 指定の内容に変更が生じたとき。
- (2) 指定の要件に変更が生じたとき。
- (3) 指定に係る工場等を休止し、又は廃止したとき。

2 前項に定めるもののほか、変更の届出等に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定の取消等)

第12条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の指定又は第10条第2項の奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条の指定企業の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 指定に係る工場等の操業開始後10年以内に当該工場等を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により指定又は奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 指定又は奨励金の交付の決定の際に付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて当該奨励金の返還を命ずることができる。

(地位の承継)

第13条 合併、譲渡、相続その他の事由により指定企業の地位を承継しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(税額の更正等に伴う奨励金の返還等)

第14条 奨励金を交付した後に固定資産税及び都市計画税の額の更正があった場合で、奨励金の額を更正すべきと認めるときは、市長は、奨励金の一部の返還、次の年度の奨励金との相殺その他必要な措置を命じ、講ずる等することができる。

(報告等)

第15条 市長は、指定企業に対し、必要と認める事項について報告を求め、書類を提出させ、又は実地に調査することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の桜井市工場誘致条例の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の第5条第1項の規定による指定の申請があった工場等について適用し、同日前に改正前の第7条の規定による指定の申請があった工場については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

奨励金の種類	指定要件
1 企業立地奨励金	(1) 市内に工場等を新設、増設又は移設すること。 (2) 前号の工場等に係る当該企業の投下固定資産額(事業用地の取得費用を除く。)が1億円(増設の場合にあっては、5,000万円)以上であること。
2 賃貸施設設置奨励金	(1) 市内に賃貸施設を新設すること。 (2) 前号の賃貸施設に係る当該企業の投下固定資産額(事業用地の取得費用を除く。)が1億円以上であること。 (3) 前項の指定要件に該当しないこと。
3 賃貸施設入居奨励金	前項の指定要件を全て満たす企業が新設した賃貸施設の入居者であること。
4 埋蔵文化財発掘奨励金	1の項又は2の項の指定要件を全て満たすことが見込まれる企業で、新設、増設又は移設に伴い、埋蔵文化財発掘調査を必要とすること。
5 雇用奨励金	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 1の項の指定要件を全て満たす企業で、操業の日の前6ヶ月から操業の日の後6ヶ月までの間に当該工場等において常用雇用者(雇用の日から1年を経過する日までの間、引き続き本市の住民基本台帳に記載されている者に限る。以下同じ。)を新たに雇用し、1年以上継続して雇用すること。 (2) 3の項の指定要件を満たす企業で、当該工場等において新たな常用雇用者を操業の日の前6ヶ月から操業の日の後6ヶ月までの間に雇用し、1年以上継続して雇用すること。

別表第 2（第 8 条関係）

奨励金の種類	奨励金の額
1 企業立地奨励金	1 の年度につき、第 5 条第 1 項の指定の要件となった工場等、賃貸施設、事業用地及び償却資産（以下「指定工場等」という。）について当該指定企業に課された奨励金の交付年度の前年度の固定資産税及び都市計画税の合計額（以下「固定資産税等合計額」という。）の 100 分の 60 に相当する額（その額が 1 億円を超える場合は、1 億円）
2 賃貸施設設置奨励金	
3 賃貸施設入居奨励金	1 の年度につき、第 5 条第 1 項の指定の要件となった賃貸施設における償却資産（以下「指定償却資産」という。）について当該指定企業に課された奨励金の交付年度の前年度の固定資産税額の 100 分の 60 に相当する額（その額が 1 億円を超える場合は、1 億円）
4 埋蔵文化財発掘奨励金	当該指定企業が発掘調査に要した経費の 100 分の 20 に相当する額（その額が指定工場等について当該指定企業に課された奨励金の交付年度の前年度の固定資産税等合計額の 100 分の 20 を超える場合は、当該固定資産税等合計額の 100 分の 20 に相当する額）
5 雇用奨励金	別表第 1 の 5 の項に規定する 1 年以上継続して雇用した常用雇用者の人数に 10 万円を乗じて得た額（その額が 300 万円を超える場合は、300 万円）

別表第 3（第 9 条関係）

奨励金の種類	奨励金の交付年度又は回数	奨励金の交付時期
1 企業立地奨励金	指定工場等の操業後、当該指定の要件となった	当該年度において市長が指定する日
2 賃貸施設設置奨励金	事業に係るものとして初めて当該指定工場等に課された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して 5 ヶ年度	
3 賃貸施設入居奨励金	指定償却資産に係る工場等の操業後、当該指定の要件となった事業に係るものとして初めて当該指定償却資産に課された固定資産税を納付した年度の翌年度から起算して 5 ヶ年度	
4 埋蔵文化財発掘奨励金	指定工場等の操業後、当該指定の要件となった事業に係るものとして初めて当該指定工場等に課された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度	
5 雇用奨励金	別表第 1 の 5 の項に規定する 1 年以上継続して雇用した常用雇用者 1 人につき 1 回	企業立地奨励金、賃貸施設設置奨励金又は賃貸施設入居奨励金が交付決定される最初の交付時期が属する年度において市長が指定する日（その日において雇用から 1 年を経過していない常用雇用者がいる場合は、当該雇用から 1 年を経過した日以後において市長が指定する日）